

(証券コード 7721)
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都大田区南蒲田2丁目16番46号

東京計器株式会社

取締役社長 脇 憲 一

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当会社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
当会社本店会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第86期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第86期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 第86期剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任する
場合に限られます。その際は、株主様ご本人の議決権行使書面とともに、代
理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提
出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結計算書類の作成のための基本と
なる重要な事項及びその他の注記（連結計算書類の連結注記表）」及び「計算
書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（個別注記表）」につきましては、
法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト
(<http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/7/7/7721/soukai.html>) に
掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を、それぞ
れ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の
添付書類記載のもの他、上記のインターネット上のウェブサイトに掲載され
た事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合
は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ
(<http://www.tokyo-keiki.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済につきましては、前半は国内外での需要の低迷や円高の進行により生産・輸出が伸び悩むなど、景気は足踏み状態が続きました。しかし、後半は雇用・所得環境の改善が続く中、円安基調への転換、資源価格の回復等が追い風となり、企業収益は改善し幅広い業種で増益になるなど、景気は緩やかに回復しました。

このような経営環境の中、当社グループは、平成25年に発表した5ヶ年中期経営方針に基づく3ヶ年中期事業計画の成長戦略である「既存事業の強化」に加え、「グローバル化の推進」と「事業領域の拡大」を重点に取り組んできました。具体的には、「既存事業の強化」につきましては、防衛・通信機器事業は、官需市場で平成30年度から本格的な量産納入が始まるSH-60K哨戒ヘリコプター用逆探装置及びF-15主力戦闘機用レーダー警戒装置の更新、更には平成29年3月に納入した東京湾の一元的な海上交通管制用次世代VTSシステムなど、将来の収益維持につながる大型案件を受注し一定の成果をあげました。「グローバル化の推進」につきましては、昭和40年に東海道新幹線のレール探傷車を納入して以来、鉄道用レール探傷車の国内オンリーワン・メーカーとして各鉄道事業会社から非常に高い信頼を得ている子会社、東京計器レールテクノ(株)は、鉄道用レール探傷車を海外市場で初めて受注し、平成30年度の収益増に大きく貢献する見込みであります。また、油空圧機器事業及び流体機器事業も遅れていながらも海外現地の有力な代理店・代行店を設定し海外販路を拡充しつつあります。「事業領域の拡大」につきましては、防衛・通信機器事業が、センサー機器市場で農業機械用、通信機器市場で半導体製造装置用の新商品開発を完了し、市場投入を果たしました。いずれも本格的な量産が始まり次第収益増に寄与する見通しであります。

なお、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うために、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することができる監査等委員会設置会社に移行することを第85回定時株主総会

で決議し、同日より移行いたしました。このように引き続きステークホルダーから一層の信頼を得るため、コーポレートガバナンスを強化し、内部統制環境を充実させ、財務報告の信頼性を確保してまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における受注高は、油空圧機器事業、流体機器事業及び防衛・通信機器事業が堅調に推移し前期を上回ったものの、海運市況や国内外の商船市場の低迷等により船舶港湾機器事業が前期を下回ったことから、グループ全体では44,819百万円と前期比176百万円の減少となりました。売上高は、油空圧機器事業の国内外の建設機械市場が堅調に推移し、流体機器事業の官需市場が好調であったものの、船舶港湾機器事業の海外市場の新規建造需要が大幅に減少したことに加え、防衛・通信機器事業の通信機器市場が低調であったことなどから、全体では41,394百万円と前期比2,045百万円の減収となりました。

損益面では、前期に比べ、原価率の悪化に加え、販売費及び一般管理費の増加等により、経常利益は1,252百万円と727百万円の減益になり、親会社株主に帰属する当期純利益も709百万円と543百万円の減益になりました。また、期初に開示した予想に比べ、経常利益は23.7%、親会社株主に帰属する当期純利益も31.8%と大幅な減益になりましたが、平成29年2月に第3四半期決算短信で開示した修正予想に比べ、経常利益は19.2%、親会社株主に帰属する当期純利益も18.1%と夫々改善しました。

配当につきましては、安定的な配当を継続して行うことを基本方針とさせていただきます。当期は、1株当たり4円の普通配当を実施いたしたく存じます。

事業別受注高・売上高

事業区分	受注高			売上高		
	金額	構成比	前期比増減	金額	構成比	前期比増減
	百万円	%	%	百万円	%	%
船舶港湾機器	7,337	16.4	△23.6	8,460	20.4	△14.6
油空圧機器	12,520	27.9	4.6	12,389	29.9	0.3
流体機器	2,555	5.7	6.9	2,618	6.3	14.7
防衛・通信機器	18,175	40.6	7.8	13,852	33.5	△7.5
その他	4,232	9.4	1.4	4,073	9.8	3.7
調整額	1	0.0	9.0	1	0.0	15.2
合計	44,819	100.0	△0.4	41,394	100.0	△4.7

各事業の概況は次のとおりであります。

〔船舶港湾機器事業〕

当事業の商船市場では、国内の造船所で新規建造需要が減少したことなどから、受注は前期を大きく下回りましたが、売上は前期並みとなりました。

内航船市場では、老齢船の代替建造が依然として低迷していることなどから、受注、売上ともに前期を下回りました。

海外市場では、韓国及び中国の造船所で新規建造船需要が大幅に減少したことや、欧米向けOEMジャイロコンパスの販売が低調であったことなどから、受注、売上ともに前期を大きく下回りました。

船舶関連機器の保守サービスは、海運市況の悪化により保守用の部品販売及びサービス工事が伸び悩んだことから、受注は前期を大きく下回り、売上も前期を下回りました。

このような状況の中、国内・海外市場向けにマリンレーダーBR-3210/2560シリーズ、商船・海外市場向けにデジタルコースレコーダー、中国の内航・漁船市場向けにジャイロコンパスTKG-1000、在来船のオートパイロットPR-6000向けに直線航路制御機能（ACE）を実現するコース・コントロール・ユニットを市場投入しました。

当事業は前期と比較して、受注高は23.6%の減少、売上高は14.6%の減少となりました。

〔油空圧機器事業〕

当事業のプラスチック加工機械市場では、自動車関連設備の需要が堅調であったことなどから、受注は前期を上回り、売上は前期並みとなりました。

工作機械市場では、国内及び北米の需要が一般機械を中心に減少したことから、受注は前期並みとなりましたが、売上は前期を下回りました。

建設機械市場では、国内の復興需要及びインフラ需要が堅調であったことから、受注、売上ともに前期を上回りました。

海外市場では、中国の成形機需要が増加したことから、受注、売上ともに前期を上回りました。

油圧応用装置は、水素ステーション用水素圧縮装置、一般産業機械向け装置が堅調であったものの、ダムゲート向け開閉装置及びバルクキャリア船用ハッチカバー開閉装置の需要が減少したことなどから、受注は前期並みでしたが、売上は前期を下回りました。

このような状況の中、回転数制御システムU-ESSシリーズ、クレーン用走行記録装置を市場投入しました。

当事業は前期と比較して、受注高は4.6%の増加、売上高は0.3%の増加となりました。

〔流体機器事業〕

当事業の官需市場では、受注は前期並みとなりましたが、水資源機構及び東京都水道局へ大型物件を納入したことなどから、売上は前期を上回りました。

民需市場では、船舶接岸速度計の納入が増加したことなどから、受注、売上ともに前期を上回りました。

海外市場では、受注、売上ともに前期並みとなりました。

当事業は前期と比較して、受注高は6.9%の増加、売上高は14.7%の増加となりました。

〔防衛・通信機器事業〕

当事業の官需市場では、17機一括調達されるSH-60K哨戒ヘリコプター用逆探装置HLR-108CやF-15主力戦闘機用レーダー警戒装置8式とその部隊用整備器材、東京湾における一元的な海上交通管制用次世代VTSシステムや備讃瀬戸等の海上交通センター向け半導体レーダーなどの増加があったことなどから、受注は前期を上回りました。一方、護衛艦向けの統合化航海支援装置の新規納入、東京湾における一元的な海上交通管制用次世代VTSシステムや備讃瀬戸等の海上交通センター向け半導体レーダーなどの増加があったものの、前期にあったF-15主力戦闘機用自己防御能力向上機器の納入がなかったことや、航空自衛隊、海上自衛隊関連の修理工事及び部品販売が減少したことな

どから、売上は前期を下回りました。

センサー機器市場では、公共工事で使用されるトンネル掘進機用光ファイバージャイロコンパスTMG-12F及びTMG-32F、レベル計TL-300等のトンネル関連機器及び平坦性計測装置LP-300Sなどの道路関連機器の需要が低調であったことから、受注は前期並みとなりましたが、売上は前期を下回りました。

通信機器市場では、半導体製造装置向けプラズマ生成用マイクロ波増幅器の新規需要があったことから、受注は前期を大きく上回りましたが、移動体衛星通信用アンテナスタビライザーの数量が減少したことなどから、売上は前期を下回りました。

このような状況の中、TMG-12Fに比べ精度を向上し、機械式ジャイロコンパスとほぼ同等の精度を実現したトンネル掘進機用高性能光ファイバージャイロコンパスTMG-32F、農機向けにGNSSガイダンスシステムAG-RiDER2及び自動操舵補助機能を搭載したAG-GEAR2、半導体製造装置向けにプラズマ生成用マイクロ波増幅器を市場投入しました。

当事業は前期と比較して、受注高は7.8%の増加、売上高は7.5%の減少となりました。

〔その他の事業〕

検査機器事業は、受注は前期を下回りましたが、国内のグラビア印刷市場で原材料コストが改善し設備投資が増加したことなどから、売上は前期を上回りました。

防災機器事業は、立体駐車場の需要が順調に推移したことに加え、危険物施設向け案件及び大型の改修工事案件があったことから、受注は前期を上回りましたが、上期の完成案件が少なかったことから、売上は前期並みとなりました。

鉄道機器事業は、海外市場向けレール探傷車を初めて受注したことに加え、除雪用データ・デポシステムなどの機器販売が好調であったことから、受注、売上ともに前期を上回りました。

このような状況の中、鉄道機器事業においてデータ・デポシステム用手元操作器HRW-5、レール探傷車用探傷器SM-760を市場投入しました。

当事業は前期と比較して、受注高は1.4%の増加、売上高は3.7%の増加となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、老朽化設備の更新のほか、実流量試験設備の取得等、将来に向けた投資を含め1,246百万円と前期に比較して35.6%の減少となりました。所要資金は自己資金を充当しました。

3. 対処すべき課題

当社グループは平成25年に発表した5ヶ年中期経営方針に基づく3ヶ年中期事業計画の第二次成長戦略である「既存事業の強化」、「グローバル化の推進」、「事業領域の拡大」を中長期的な経営戦略としています。具体的には、

①「グローバル化の推進」につきましては、

現在は経済が減速しているものの、持続的な成長が期待できる新興国を中心とした海外市場を積極的に開拓し、海外売上高を110億円以上へ高めていきます。そのためには、顧客志向を強化したマーケット・イン商品の投入、コスト競争力の強化、販路とサービスネットワークの拡充等の環境を整備していきます。

②「事業領域の拡大」につきましては、

長い間に培い「強み」として保有している多種多様な技術と事業を改良・革新し、画期的な新商品を開発し独創的なビジネスモデルを創造し、社会や顧客が求める「現在価値」と「将来価値」を自ら生み出し、新市場を開拓し新事業を創出していきます。

③「既存事業の強化」につきましては、

開発から製造・販売・サービス・スタッフまでの生産性と品質の向上に努めるとともに、スピード経営を実現し効率化と高付加価値化による収益の改善を促進していきます。

平成29年度からの3ヶ年の中期事業計画では、平成28年度に続き「グローバル化の推進」と「事業領域の拡大」を加速させることを最重要課題として捉え、「既存事業の強化」とともに以下の施策で取り組むことを掲げました。

①「グローバル化の推進」につきましては、カンパニー及び子会社の個別最適に止まらず、カンパニー間、もしくはカンパニーと子会社間のシナジー効果を発揮させてグループの全体最適を図るため、横断的な「営業・サービス部会」の下部組織として、カンパニー及び子会社の海外事業担当者で構成する「グローバル戦略推進分科会」を立ち上げました。この分科会では、他カンパニーや他子会社の課題を共有することに加え、グローバル化への取り組みの妥当性を相互に議論しながら、夫々の事業

が市場でナンバーワンになるための最適な販路の整備とサービスネットワークの拡充による「売れる仕組み」を構築していきます。また、この販売チャネルとサービス網に加え、顧客志向が高く他社が追随できないような商品開発、モノづくりなどの圧倒的な組織能力をコア・コンピタンスとして、目標とする売上高（シェア）を期限内に達成するための論理と数字に裏付けされた戦略をロードマップに落とし込み確実に推進していきます。

②「事業領域の拡大」につきましても、「グローバル化の推進」と同様に、横断的な「事業領域拡大委員会」の下部組織として、総論ではなく各論でスピーディーに成果を出す「事業提案分科会」を設置しました。この分科会では、社会や顧客が抱える目先の課題だけではなく、5年後、10年後に求められるニーズ、即ち「現在価値」と「将来価値」を、カンパニーや子会社が保有する多種多様な技術を改良・革新して組み合わせ、縦割り組織からは生まれにくい画期的で独創的な新商品で実現し、新市場の開拓と新事業の創出を促進していきます。そのために必要があれば、大学や他社との提携、即ちオープン&クローズ戦略を最大限に活用し、他社に先駆けて商品化・事業化していきます。

③「既存事業の強化」につきましては、基本サイクルを強く回すための一元管理体制、並びに基本サイクルを速く回すためのスピード経営を強化し、既存商品の改良・革新による売上の維持・拡大、業務の効率化による生産性の向上、コスト構造の縮小による商品の高付加価値化等を加速し、競争力の強化と収益の改善を図っていきます。

このようにして、平成25年から始まった5ヶ年中期経営方針の最終年度である平成29年度には成長サイクルの基盤を固め、新たな5ヶ年経営方針が始まる平成30年度には持続的な成長への軌道に乗せ、中長期的に企業価値を向上させて様々なステークホルダーの期待と要請に応えてまいります。

なお、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係遮断を目的として毅然とした態度で対応していきます。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成25年度 (第83期)	平成26年度 (第84期)	平成27年度 (第85期)	平成28年度 (第86期)
売上高 (百万円)	46,016	43,371	43,439	41,394
経常利益 (百万円)	3,980	3,132	1,979	1,252
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,381	2,311	1,252	709
1株当たり当期純利益 (円)	28.37	27.64	15.05	8.54
純資産 (百万円)	24,047	27,332	26,419	27,356
総資産 (百万円)	50,147	51,435	50,747	52,206

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成25年度 (第83期)	平成26年度 (第84期)	平成27年度 (第85期)	平成28年度 (第86期)
売上高 (百万円)	41,825	38,833	38,773	36,669
経常利益 (百万円)	2,991	2,355	1,249	1,832
当期純利益 (百万円)	1,944	1,954	957	1,915
1株当たり当期純利益 (円)	23.16	23.36	11.50	23.09
純資産 (百万円)	18,453	20,799	20,717	22,562
総資産 (百万円)	43,537	44,034	43,101	45,417

II 企業集団及び会社の概況（平成29年3月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社9社及び関連会社2社で構成され、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器及び防衛・通信機器の製造、販売及び修理を行う各事業並びにその他の事業（検査機器、防災機器、鉄道機器の製造・販売及び修理等）を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流、その他サービス等の事業活動を展開しております。

事業区分	主要製品
船舶港湾機器	ジャイロコンパス、オートパイロット、マリンレーダー
油空圧機器	ポンプ、制御弁、油圧ユニット
流体機器	流量計、レベル計、接岸速度計
防衛・通信機器	レーダー警戒装置、加速度計、ヘリコプター中継システム、港湾監視システム
その他	検査機器、防災機器、鉄道機器

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 85,382,196 株
- (3) 株主数 8,835 名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,885千株	7.09%
東京計器協力会	5,002	6.03
株式会社三井住友銀行	4,133	4.98
東京計器取引先持株会	2,905	3.50
東京計器従業員持株会	2,731	3.29
日本生命保険相互会社	2,351	2.83
株式会社横浜銀行	2,329	2.81
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,117	2.55
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,894	2.28
株式会社KODENホールディングス	1,800	2.17

- 注 1. 信託銀行の所有株式には、信託業務に係る株式が含まれております。
- 2. 当社は、自己株式2,425,191株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業集団及び当社の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,495名	49名

注 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）を記載しております。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,144名	30名	42才6月	18年1月

注 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）を記載しております。

4. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東京計器アビエーション(株)	20百万円	100.0%	航空機及び艦艇に関連する機器及び部品の修理並びに販売、電磁波シールドルームの設計・販売
東京計器パワーシステム(株)	70	100.0	油圧応用装置の製造及び販売
東京計器テクノポート(株)	80	100.0	防災機器の製造・販売業務の代行、建物保守管理業、製品梱包業、保険代理業
東京計器インフォメーションシステム(株)	50	100.0	電子計算機による受託計算、ソフトウェア開発、総合リース業、ファクタリング業
東京計器レールテクノ(株)	60	70.0	鉄道用測定機器の製造及び販売、鉄道軌道検測業務の請負
(株)モコス・ジャパン	32	100.0	船用無線の通信料金の精算・設備の保守管理
TOKYO KEIKI U. S. A., INC.	50千米ドル	100.0	船用・油圧機器及び部品等の販売
東涇技器（上海）商貿有限公司	350千米ドル	100.0	船用機器・部品の販売、販売斡旋及びアフターサービス
TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.	8,750千米ドル	100.0	当社油圧機器の製造

注 1. 東京計器カスタマーサービス(株)は、平成28年9月30日をもって解散し、平成29年3月23日に清算終了いたしました。

2. TOKYO KEIKI U. S. A., INC. 及び東涇技器（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であります。

3. TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD. の決算日は3月31日であります。

(3) その他

当社が技術提携を行っている主要な相手先はハネウェル・インターナショナル・インコーポレーテッド（米国）及びイトン・エアロスペース・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（米国）であります。

5. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,501百万円
株式会社横浜銀行	2,067
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,334
株式会社みなと銀行	1,288
農林中央金庫	1,263
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,233

6. 企業集団の主要な営業所、事業所及び工場

(1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	那須工場	栃木県那須郡
名古屋営業所	愛知県名古屋市	矢板工場	栃木県矢板市
北関東営業所	栃木県佐野市	佐野工場	栃木県佐野市
大阪営業所	大阪府大阪市	田沼事業所	栃木県佐野市
今治営業所	愛媛県今治市	飯能事業所	埼玉県飯能市

(2) 子会社

会社名	本社所在地
東京計器アプリケーション(株)	埼玉県飯能市
東京計器パワーシステム(株)	東京都大田区
東京計器テクノポート(株)	東京都大田区
東京計器インフォメーションシステム(株)	東京都大田区
東京計器ルールテクノ(株)	東京都大田区
(株)モコス・ジャパン	神奈川県横浜市
TOKYO KEIKI U. S. A., INC.	米国カリフォルニア州
東涇技器(上海)商貿有限公司	中華人民共和国上海市
TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ダナン市

7. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
脇 憲一	代表取締役 取締役社長	
山田 秀光	代表取締役 常務取締役 執行役員 ものづくり革新推進担当（品質・技術・生産担当）	
厚見 幸利	常務取締役 執行役員 資材担当 兼財務経理部長	
安藤 毅	取締役 執行役員 CSR推進担当 兼カンパニー制推進担当 兼営業・サービス担当 兼社長室長	
土屋 誠	取締役 執行役員 法務担当 兼情報担当 兼人事総務部長	
野村 修三	取締役	
横山 宏	取締役（常勤監査等委員）	
笹 裕	取締役（監査等委員）	
釘宮 亮太郎	取締役（監査等委員）	

- 注 1. 取締役野村修三氏並びに監査等委員である取締役笹 裕氏及び釘宮亮太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査等委員である取締役横山 宏氏は、長年経理部門の実務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員である取締役のうち横山 宏氏を、常勤の監査等委員として選定しております。その理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めること及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため、常勤の監査等委員を選定することが必要と判断しているためであります。
4. 当期中の取締役及び監査役の異動
- (1) 当社は平成28年6月29日の第85回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、横山 宏、畑ヶ山和彦、笹 裕、釘宮亮太郎の4氏は同日に任期満了により監査役を退任いたしました。また同日をもって、横山 宏、笹 裕及び釘宮亮太郎の3氏は監査等委員である取締役に就任いたしました。

(2) 取締役 阿部康雄、岡安尚登、岡嶋 洋の3氏は、任期満了により平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

5. 責任限定契約の内容の概要

取締役野村修三氏並びに監査等委員である取締役横山 宏氏、笹裕氏及び釘宮亮太郎氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。平成29年4月1日現在の執行役員（執行役員を兼務している取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当
岡 安 尚 登	常務執行役員 研究開発センタ所長
岡 嶋 洋	常務執行役員 通信制御システムカンパニー長
手 塚 秀 利	執行役員 油圧制御システムカンパニー長
山 下 浩 明	執行役員 船用機器システムカンパニー長
吉 澤 雅 彦	執行役員 計測機器システムカンパニー長
鵜 澤 正 光	執行役員 検査機器システムカンパニー長
種 具 良 治	執行役員 電子システムカンパニー長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

	人 数	報酬等の総額
監査等委員でない取締役	8名	118百万円
監査等委員である取締役	3名	20百万円
監 査 役	4名	7百万円
計	15名	144百万円

注 1. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）29百万円を支給しております。

2. 報酬等の総額には、社外役員（社外監査役2名、社外取締役2名）に対する報酬額として8百万円が含まれております。

3. 監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、移行後の期間に係るものであります。

4. 上記報酬等の額には、監査等委員でない取締役5名の株式取得目的報酬14百万円が含まれております。
5. 報酬等の総額には、役員退職慰労引当金の当期引当額等（取締役5百万円、監査役1百万円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 野村修三

ア. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、社外取締役としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

② 監査等委員である取締役 笹 裕

ア. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

監査役として、監査等委員会設置会社移行前の取締役会4回のうち4回、監査役会7回のうち7回に出席し、監査の方法その他の事項について、社外監査役としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

監査等委員である取締役として、監査等委員会設置会社移行後の取締役会6回のうち6回、監査等委員会17回のうち17回に出席し、監査の方法その他の事項について、社外取締役及び監査等委員としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

③ 監査等委員である取締役 釘宮亮太郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

監査役として、監査等委員会設置会社移行前の取締役会4回のうち4回、監査役会7回のうち7回に出席し、監査の方法その他の事項について、社外監査役としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

監査等委員である取締役として、監査等委員会設置会社移行後の取締役会6回のうち6回、監査等委員会17回のうち17回に出席し、監査の方法その他の事項について、社外取締役及び監査等委員としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

8. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額

38百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38百万円

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①にはこれらの合計額を記載しております。

注 2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の前事業年度の職務遂行状況及び監査時間の実績について分析・評価を行い、当事業年度の監査計画、監査時間及び報酬見積り等が適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し同意いたしました。

注 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が監査等委員の全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

また、法令違反により懲戒処分や監督官庁から監査業務停止処分を受ける場合など、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、もしくは会計監査人の監査品質、独立性等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に実施されることに疑義が生じた場合は、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案を決定いたします。

9. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制に係る基本方針」（最終改定日 平成28年6月29日）及びその運用状況の概要は以下の通りです。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループの取締役及び使用人は、企業倫理規程に規定されている「東京計器グループ倫理行動基準」を法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範としています。また、当社の法務担当取締役を委員長とする企業倫理委員会は、当社グループの企業倫理責任者で構成し、企業倫理活動を横断的に管理しています。委員長はこれを統括し、取締役及び使用人への企業倫理教育を徹底させ違反行為の未然防止を図っています。
 - 2) 当社グループにおける法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段としての内部通報制度を設けて維持しています。この場合において通報者に不利益がないことを確保しています。
 - 3) 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを目的とし、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に対応する部署を法務室とし、警察等の外部関連機関と連携して毅然とした態度で対応しています。

【運用状況】

- ・企業倫理委員会は、業務監査結果とその是正対策の報告、内部通報に関する報告、その他企業倫理に関連する案件を取り上げ、議論を行いました。
 - ・倫理行動基準は、当社グループ内各部署及びイントラネットに掲示し、当社グループの全従業員に定期的な教育を行いました。なお、反社会的勢力との関係遮断は倫理行動基準に明記し、周知しております。
 - ・内部通報制度は、弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者保護を社内規則に明記するなど適切な運用を行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループにおける職務執行に係る情報については、文書または電磁的記録媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、文書管理に関する規程の定めるところに従い、適切かつ確実に保存し取締役等が閲覧可能な状態にて管理しています。

【運用状況】

- ・取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議議事録、その他職務執行関連文書等は、それぞれ社内規程に記載されている所定の手続きにより適切に作成・保存しており、取締役等の閲覧の求めに対応しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社グループは、以下のリスク管理体制を構築し、推進してまいります。
- ア. CSR推進室は、リスクマネジメント規程に基づき、マネジメントサイクルの徹底に努めるとともに重大なリスク情報については取締役会に報告しています。
 - イ. CSR推進室は、当社グループの財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し運用を管理しています。
 - ウ. CSR推進室は、当社グループのリスク管理体制、即ち責任部署を明確化し、危機管理規程に基づき緊急時の円滑な対応を図っています。
 - エ. 内部監査室は、当社グループの企業倫理・活動全般はもとより財務報告に係る内部統制の適正性を監査しています。
 - オ. 企業倫理委員会は、監査結果を反映した改善もしくは是正措置を審議し決定しています。

【運用状況】

- ・リスクマネジメント規程に基づき、当社グループ全体におけるリスク対策プログラムを策定しています。また、当社グループ全体に及ぶリスク対策については、経営上の重大リスク対策として取締役会に報告しております。
 - ・財務報告に係る内部統制については、社内規程に基づき適切に運用され、内部監査室による期末監査等により、有効に運用されていることを確認しました。なお、内部監査室及び会計監査人から当連結会計年度中に指摘された内部統制上の不備については、当社各部門及び連結子会社において是正報告書を作成し、企業倫理委員会に報告されました。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- 取締役会を原則月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて開催し

重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っています。

取締役社長の諮問機関である経営会議は、常勤取締役、執行役員、カンパニー長で構成しています。経営会議は原則月2回開催し、取締役会付議案件について事前に審議するとともに、経営に関する重要事項の審議決定及び執行役員、カンパニー長の業務執行の状況を監督しています。

また、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っています。

- ア. グループ全体の目標を定め、この浸透を図るために5事業年度を期間とする中期経営方針及び3事業年度を期間とする中期事業計画を策定しています。
- イ. 各カンパニー長、スタッフ部署の担当取締役及び子会社社長は、実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を立案し、必要な場合は経営会議・取締役会へ付議し決定または承認を受けて推進しています。
- ウ. 進捗ヒアリングを定期的に行い、各部門・部署及び子会社の業績等を報告させ、目標未達要因の分析と具体的な改善策の策定・実行を指示しています。

【運用状況】

- ・当社グループの中期経営方針及び中期事業計画は、当社ホームページに掲載しております。
 - ・当連結会計年度は、取締役会は10回開催し、経営会議は30回開催いたしました。各カンパニーの月次決算は経営会議で報告されるとともに、四半期毎に事業の進捗及び以降の業績見通しが報告されました。また、各部門の各種施策の実行に関しては、必要に応じて社長室によりフォローアップを行っています。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、グループとしての経営理念、グループとしての行動指針、グループとしての共通規程を共有するとともに、子会社管理規程に基づき社長室長が子会社を管理し統括しています。
 - 2) CSR推進室は企業倫理委員会で審議・決定された企業倫理活動に係る諸施策を、当社グループの企業倫理責任者とともに推進しています。

- 3) 内部監査室は、当社グループ全体の内部統制のモニタリングを行い、適正に運営されるように推進しています。
- 4) 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らして適切なものとしています。

【運用状況】

- ・当社グループの経営理念、行動指針は、当社及び各連結子会社の各部署及びイントラネットに掲示しています。
 - ・社長室は、東京計器グループ経営連絡会等を通じ、連結子会社の月次決算及び経営情報の報告を受け、グループ全体の施策の共有及び指導・監督を行いました。また、内部監査室は、連結子会社に対しても業務監査及び財務報告に係る内部統制の監査を行いました。
 - ・当社グループ会社間の取引については、当社担当部署がそれぞれの視点で取引内容についてチェックを行い、適切に運用されました。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置します。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。

【運用状況】

- ・新たに監査等委員会室を設置し、専属スタッフ1名、兼任スタッフ1名を配置しています。監査等委員会室のスタッフは、監査等委員会で使用する会議資料の準備等、日常的な事務作業支援の他、会計監査人による各種往査等において監査等委員会の指示により立ち会う等、監査等委員会の支援業務を行っております。
- ⑦ ⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会室の専属スタッフは監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとしします。また、兼任スタッフは、人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保します。

【運用状況】

- ・監査等委員会室所属スタッフの評価は、監査等委員会により行われました。また、兼任スタッフについての評価は事前に監査等委員会に報告され、監査等委員会の同意の下に行いました。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある場合、もしくは倫理行動基準に違反する行為があったと認められる、またはその恐れがある場合は、その事実を監査等委員会に報告します。なお、当該報告を行ったことによって報告者に不利益な取り扱いがなされないことを確保します。
 - 2) 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制の整備・運用について、CSR推進室及び内部監査室等に対し必要に応じて状況の報告を求めることができます。

【運用状況】

- ・ 監査等委員は取締役会に、常勤監査等委員は経営会議、企業倫理委員会、東京計器グループ経営連絡会等の重要な会議に出席しました。この他、内部統制に係る年度計画、各種施策やその結果は、監査等委員会からの要望等に応じて担当部署が監査等委員会に報告しました。
 - ・ 内部監査室が行う業務監査の計画及び結果、内部通報の内容及びその対応結果等は随時監査等委員会あるいは常勤監査等委員に報告され、必要に応じて監査等委員会から指示を出しております。
 - ・ 国内連結子会社の監査役又は海外連結子会社の監査役相当の役員からは、必要に応じて監査等委員会へ監査内容の報告を行いました。なお、連結子会社の監査役等は常勤監査等委員及び監査等委員会室所属のスタッフが分担して兼務しております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。また、監査等委員会が、その職務の遂行について生ずる費用の請求をした場合は、会社は監査等委員会の求めに応じて適切に処理します。

【運用状況】

- ・ 監査等委員が当連結会計年度に行った費用請求は、会社の諸規程に従って適切に処理されました。
- ・ 監査等委員会は、取締役社長及び会計監査人と会合を持ち、意見交換を行いました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社グループは、計測・認識・制御という働きを先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針－①創意工夫と弛まぬ努力で最高の技術と商品の開発を目指します。②市場のニーズを先取りした新商品・新事業の創出に努めます。③安全で安心できる商品・サービスを提供し、お客様の信頼に応えます。④自己を研鑽し、それぞれの分野での第一人者を目指します。⑤法令等を遵守し、社会人として誠実で良識ある行動に努めます。⑥美しい自然を守り、貴重な資源を大切にします。⑦会社の方針を共有し、情熱と使命感を持って目標達成に注力します。－のもと従業員が日々研鑽しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきと考えています。しかし、当社グループの企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えています。従って、買収提案がなされた場合には、その買収提案が企業価値を低下させるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と相当な検討期間を確保することで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することが必要と考えています。

② 具体的な取組み

当社は、当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行おうとする行為またはその提案（以下、「大規模買付行為」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社の中長期経営計画や代替案等を提示したり、大規模買付者等との交渉等を行ってい

くための手続、さらには大規模買付者に対する対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどいたる手続を定めています。

本取組みにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社と全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。

③ 具体的な取組みに対する合理性

ア. 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を完全に充足していること

本取組みは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項を完全に充足しています。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本取組みは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うことができるようにすること等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

ウ. 株主意思を重視するものであること

本取組みの有効期間は平成19年度定時株主総会（平成19年6月28日開催）において本取組みの導入を決議後3年間とされ、平成22年度の定時株主総会（平成22年6月29日開催）、平成25年度の定時株主総会（平成25年6月27日開催）及び平成28年度の定時株主総会（平成28年6月29日開催）において継続する旨決議されました。今後も3年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様

ご信任を得ることとしています。また、有効期間中であっても、当社株主総会において本取組みを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本取組みにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとしており、本取組みの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

オ. 合理的な客観的要件の設定

本取組みは、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

カ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本取組みは、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、当社の監査等委員でない取締役任期は1年、監査等委員である取締役任期は2年としており、期差任期制度を採用していないため、いわゆるデッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではありません。

- 備考
1. 本事業報告中の記載数値は、表示してある数値未満の端数を四捨五入しております。
 2. 消費税等は税抜方式によっております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	40,591	流動負債	20,566
現金及び預金	8,175	支払手形及び買掛金	6,133
受取手形及び売掛金	14,361	短期借入金	10,836
電子記録債権	1,946	未払金	331
商品及び製品	1,376	未払法人税等	155
仕掛品	8,217	賞与引当金	1,014
原材料及び貯蔵品	4,462	その他	2,097
繰延税金資産	729		
未収入金	482	固定負債	4,284
その他	844	長期借入金	2,348
貸倒引当金	△ 2	役員退職慰労引当金	74
固定資産	11,615	資産除去債務	788
有形固定資産	7,383	退職給付に係る負債	909
建物及び構築物	2,065	その他	166
機械装置及び運搬具	2,234		
工具器具及び備品	754	負債合計	24,850
土地	1,873		
建設仮勘定	456	純資産の部	
無形固定資産	7	株主資本	25,915
ソフトウェア	6	資本金	7,218
その他	1	資本剰余金	14
投資その他の資産	4,226	利益剰余金	19,135
投資有価証券	3,366	自己株式	△ 450
繰延税金資産	211	その他の包括利益累計額	1,030
差入保証金	579	その他有価証券評価差額金	1,059
その他	124	為替換算調整勘定	45
貸倒引当金	△ 54	退職給付に係る調整累計額	△ 73
		非支配株主持分	410
		純資産合計	27,356
資産合計	52,206	負債・純資産合計	52,206

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		41,394
売上原価		30,765
売上総利益		10,629
販売費及び一般管理費		9,508
営業利益		1,121
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	70	
団体生命保険受取配当金	39	
設備賃貸料	10	
持分法による投資利益	40	
補助金収入	25	
貸倒引当金戻入額	3	
その他	55	246
営業外費用		
支払利息	66	
設備賃貸費用	15	
為替差損	24	
その他	10	115
経常利益		1,252
特別損失		
固定資産売却及び除却損	16	16
税金等調整前当期純利益		1,236
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	368	
法人税等調整額	91	460
当期純利益		777
非支配株主に帰属する当期純利益		68
親会社株主に帰属する当期純利益		709

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,218	14	18,841	△ 450	25,622
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 415	—	△ 415
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	709	—	709
自己株式の取得	—	—	—	△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	294	△ 1	293
当期末残高	7,218	14	19,135	△ 450	25,915

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	710	96	△ 370	436	360	26,419
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 415
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	709
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	348	△ 51	296	594	50	644
当期変動額合計	348	△ 51	296	594	50	937
当期末残高	1,059	45	△ 73	1,030	410	27,356

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	33,713	流動負債	19,191
現金及び預金	3,853	支払手形	1,039
受取手形	2,235	買掛金	5,539
電子記録債権	1,946	短期借入金	9,190
売掛金	10,436	リース債務	6
商品及び製品	1,238	未払金	329
仕掛品	7,916	未払費用	1,601
原材料及び貯蔵品	4,005	未払法人税等	86
前渡金	608	前受金	296
前払費用	139	預り金	224
繰延税金資産	643	賞与引当金	882
短期貸付金	66	固定負債	3,664
未収入金	534	長期借入金	2,348
その他	95	リース債務	4
貸倒引当金	△ 2	退職給付引当金	359
固定資産	11,704	資産除去債務	788
有形固定資産	6,439	その他	166
建物	1,736		
構築物	103		
機械及び装置	1,663		
車両運搬具	3		
工具器具及び備品	596		
土地	1,871		
リース資産	10		
建設仮勘定	456		
無形固定資産	5		
その他	5		
投資その他の資産	5,260		
投資有価証券	2,651		
関係会社株	608		
関係会社出資金	882		
長期貸付金	462		
長期前払費用	7		
差入保証金	570		
繰延税金資産	77		
その他	42		
貸倒引当金	△ 39		
資産合計	45,417	負債合計	22,855
		純資産の部	
		株主資本	21,519
		資本金	7,218
		利益剰余金	14,752
		利益準備金	389
		その他利益剰余金	14,363
		繰越利益剰余金	14,363
		自己株式	△ 450
		評価・換算差額等	1,043
		その他有価証券評価差額金	1,043
		純資産合計	22,562
		負債・純資産合計	45,417

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		36,669
売上原価		28,188
売上総利益		8,481
販売費及び一般管理費		8,256
営業利益		225
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	1,303	
設備賃貸料	394	
その他	165	1,873
営業外費用		
支払利息	79	
設備賃貸費用	165	
為替差損	14	
その他	8	266
経常利益		1,832
特別利益		
子会社清算益	218	218
特別損失		
固定資産売却及び除却損	7	7
税引前当期純利益		2,043
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	134	
法人税等調整額	△ 7	127
当期純利益		1,915

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	7,218	347	12,904	13,252	△ 450	20,020
当期変動額						
利益準備金の積立	—	41	△ 41	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△ 415	△ 415	—	△ 415
当期純利益	—	—	1,915	1,915	—	1,915
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	41	1,459	1,501	△ 1	1,500
当期末残高	7,218	389	14,363	14,752	△ 450	21,519

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	698	698	20,717
当期変動額			
利益準備金の積立	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△ 415
当期純利益	—	—	1,915
自己株式の取得	—	—	△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	345	345	345
当期変動額合計	345	345	1,845
当期末残高	1,043	1,043	22,562

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

東京計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 藤 真 一 [Ⓐ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 本 貴 子 [Ⓐ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京計器株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

東京計器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 藤 真 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 本 貴 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京計器株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、CSR推進室及び内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び会計監査人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

東京計器株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 横山 宏[㊟]

監査等委員 笹 裕[㊟]

監査等委員 釘宮亮太郎[㊟]

(注) 監査等委員笹 裕及び釘宮亮太郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第86期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化とのバランスを図りながら安定的な配当を継続して行う基本方針に基づき、以下のとおり実施いたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額331,828,020円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年5月8日開催の当社取締役会において、会社法第195条第1項に基づき、平成29年10月1日をもって、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました（本議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。）

これにあたり、単元株式数の変更後においても東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすること及び中長期的な株価変動等も勘案し、当社株式に対し、より投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日（日）

4. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

50,000,000株

5. その他

その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

(注) 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、理論上の1株当たりの株価は併合前の5倍となります。

(ご参考)

本議案が原案どおり可決された場合には、会社法第182条第2項及び第195条第1項の規定に従い、平成29年10月1日付で、次の内容の定款変更が行われることとなります。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	修 正 事 項
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条（株式の総数） 当社の発行可能株式総数は <u>25,000万株</u> とする。	第5条（株式の総数） 当社の発行可能株式総数は <u>5,000万株</u> とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

当社の監査等委員でない取締役全員（6名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会の取締役選任についての意見の概要は以下のとおりであります。

「会社が定める選任方針及び各候補者に関する見識、業務執行状況等について検討を行った結果、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。」

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所有する 当社株式の数
1	脇 憲 一 (昭和22年5月19日生) 再任	昭和46年4月 当社入社 平成5年4月 同マリンシステム事業部営業部長 平成8年4月 同電子システム事業部防衛営業部長 平成12年4月 同制御システム事業部船舶港湾事業統括部長 平成13年6月 同執行役員就任 平成14年4月 同第1制御事業部長 平成14年6月 同取締役就任 平成16年4月 同情報担当兼社長室長兼情報戦略室長委嘱 平成17年6月 同常務取締役就任 平成18年6月 同CSR推進担当委嘱 平成20年4月 同代表取締役就任（現） 平成20年4月 同取締役社長就任（現）	149,753株
<p>【取締役候補者とした理由】 脇憲一氏は、平成20年より代表取締役として高い見識を有し戦略的な観点を軸に経営の監督を適切に行っております。また、取締役会議長として、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所有する 当社株式の数
2	やま だ ひで みつ 山 田 秀 光 (昭和27年8月31日生) 再任	昭和52年4月 当社入社 平成7年4月 同マリンシステム事業部技術部長 平成12年3月 同制御システム事業部技術部長 平成16年4月 同第1制御事業部長 平成16年6月 同取締役就任 平成16年6月 同執行役員就任(現) 平成25年4月 同船用機器事業担当兼計測機器事業 担当委嘱 平成25年6月 同常務取締役就任(現) 平成25年6月 同品質管理担当委嘱 平成26年6月 同代表取締役就任(現) 平成27年6月 同生産担当委嘱 平成28年6月 同ものづくり革新推進担当(品質・ 技術・生産担当)委嘱(現)	63, 234株
【取締役候補者とした理由】 山田秀光氏は、取締役として船用機器事業や計測機器事業に携わり、ものづくり革新推進担当として高い見識を有し、戦略的な観点を軸に経営の監督を適切に行っており、当社グループの企業価値の向上に寄与しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
3	あつ み ゆき とし 厚 見 幸 利 (昭和26年2月14日生) 再任	昭和49年4月 (株)太陽神戸銀行入行 平成9年6月 (株)さくら銀行青山支店長 平成12年10月 (株)三井住友銀行町田法人営業部長 平成14年6月 SMBCフレンド証券(株)執行役員就任 平成21年4月 当社入社 平成21年4月 同財務部長 平成21年6月 同取締役就任 平成21年6月 同執行役員就任(現) 平成21年6月 同資材担当委嘱(現) 平成26年6月 同常務取締役就任(現) 平成28年6月 同財務経理部長(現)	30, 055株
【取締役候補者とした理由】 厚見幸利氏は、財務経理部の部門長として、取締役会でも積極的な発言で経営に対する監督を適切に行っております。また、資材部門の担当として当社の資材取引先の管理について高い見識から監督を行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所 有 する 当社株式の数
4	あん どう つよし 安 藤 毅 (昭和31年6月2日生) 再任	昭和56年5月 当社入社 平成14年6月 (株)トキメック自動建機取締役社長 平成18年7月 当社社長室担当部長 平成20年4月 同CSR推進担当兼社長室長(現) 平成20年4月 同情報担当 平成20年6月 同取締役執行役員就任(現) 平成26年6月 同カンパニー制推進担当委嘱(現) 平成28年6月 同営業・サービス担当委嘱(現)	43,314株
	【取締役候補者とした理由】 安藤毅氏は、営業・サービス担当やカンパニー制推進担当として、取締役会でも積極的な発言で経営に対する監督を適切に行っております。また、CSR推進担当として当社の社会的貢献に対して高い見識から監督を行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
5	つち や まこと 土 屋 誠 (昭和32年2月1日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 同法務室長 平成18年4月 同内部監査室長 平成23年6月 同取締役執行役員就任(現) 平成23年6月 同法務担当兼情報担当(現) 平成23年6月 同管理部長委嘱 平成26年9月 同人事部長委嘱 平成28年6月 同人事総務部長委嘱(現)	25,534株
	【取締役候補者とした理由】 土屋誠氏は、人事総務部の部門長として、取締役会でも積極的な発言で経営に対する監督を適切に行っております。また、法務及び情報の担当としてコンプライアンスやIT資産管理等について高い見識から監督を行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所有する 当社株式の数
6	野村修三 (昭36年9月30日生) 再任	昭和61年4月 三菱重工業(株)入社 平成16年4月 同航空宇宙事業本部宇宙機器部主席 部員 平成23年5月 同航空宇宙事業本部誘導・エンジン 事業部誘導・エンジン業務部次長兼 エンジン・機器業務課課長 平成25年4月 同航空宇宙事業本部宇宙事業部営業 部次長 平成27年4月 同防衛・宇宙ドメイン企画管理部次 長 平成27年6月 当社取締役就任(現) 平成29年4月 三菱重工業(株)防衛・宇宙セグメン ト企画管理部次長(現)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び在任年数】</p> <p>野村修三氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、防衛市場の分野における造詣が深く、同氏の専門的な知識・経験等が当社の経営に生かされ、かつその経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>野村修三氏の当社社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- 注 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野村修三氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員候補者であります。
3. 当社は、野村修三氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項及び同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都大田区南蒲田 2丁目16番46号

当会社本店会議室

電話 (03)3732-2111

交通：JR蒲田駅、東急蒲田駅、東口より1.4km徒歩約20分（タクシーで約7分）。

京急蒲田駅より徒歩約10分。

JR蒲田駅より京急バスご利用の場合は、駅前バス乗り場③番で乗車し「南蒲田2丁目」で下車、または④⑤番で乗車し「日ノ出通り」で下車して下さい。

